

千葉県耐震改修費補助金交付要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 市長は、千葉県耐震改修費補助事業要綱(以下「事業要綱」という。)

第11条の規定に基づき、木造住宅の耐震改修に要する費用の一部を補助することについて必要な事項を定め、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則(昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。)、事業要綱及びこの要綱の定めるところにより補助金を交付するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、事業要綱に定めるところによる。

第2章 補助額

(経費及び補助額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の各号に掲げる設計費、工事費及び監理費とする。

- (1) 設計費 耐震改修に係る設計に要する費用で、設計者に支払った額
- (2) 工事費 耐震改修に係る工事に要する費用で、施工者に支払った額
- (3) 監理費 耐震改修に係る監理に要する費用で、監理者に支払った額

2 耐震改修に対する補助額は、設計費の3分の1以内の額並びに工事費及び監理費の合計額の3分の1以内の額(千円未満の端数は、切り捨てる)とする。ただし、設計費については10万円を限度とし、工事費及び監理費の合計については50万円を限度とする。

3 設計における耐震改修前の耐震診断の結果、上部構造評点が1.0以上となった場合、補助対象経費及び補助額は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、次の各号の規定による。

- (1) 補助対象経費は、現況調査及び耐震改修前の耐震診断に要する費用で、設計者に支払った額とする。
- (2) 補助額は、補助対象経費の3分の1以内の額(千円未満の端数は、切り捨てる。)とする。ただし、5万円を限度とする。

第3章 手続き

第1節 設計費

(交付の申請)

第4条 設計費に係る補助金の交付を申請する者は、千葉県木造住宅耐震改修費補助金交付申請書〔設計費〕(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して、設計に係る契約を締結する前に、市長に申請しなければならない。ただし、第2号から第4号までの書類については、個人情報確認同意書(様式第21号)の提出により省略することができる。又、同一年度内に千葉県耐震診断費補助金の交付を受けて耐震診断した場合、第3号から第6号の書類の添付は省略することができる。

- (1) 設計に要する費用に係る見積書又はその写し
- (2) 所得証明書
- (3) 住民票、又は外国人登録原票記載事項証明書
- (4) 市民税、固定資産税、都市計画税納税証明書
- (5) 補助対象住宅の登記事項証明書
- (6) 耐震診断報告書（財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に適合しているものに限る。）の写し
- (7) 設計者が事業要綱第2条第9号イに該当する場合は、補助対象住宅を設計した建築士であることを証する書類及び木造住宅耐震診断講習会修了証の写し
- (8) その他市長が必要と認める書類
（交付決定通知等）

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合、当該申請の内容を審査し、適当であると認めたときは、千葉市木造住宅耐震改修費補助金交付決定通知書〔設計費〕（様式第2号）により、すみやかに通知するものとする。

2 市長は、規則第4条第3項の規定により、補助金を交付することが適当でないと認めたときは、千葉市木造住宅耐震改修費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（交付の条件）

第6条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定する場合、次の各号に掲げる条件を附するものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合（以下「遅延等」という。）には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

（事業内容の変更）

第7条 補助事業者は、補助金の交付決定後の事情の変更により事業の内容を変更するときは、千葉市木造住宅耐震改修費補助金変更交付申請書（様式第4号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、これにより補助額を増額することはできない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合、当該申請の内容を審査し、適当であると認めたときは、千葉市木造住宅耐震改修費補助金変更交付決定通知書〔設計費〕（様式第5号）により通知するものとする。

（事業の取下げ及び事業の中止）

第8条 補助金の交付を申請した者が、第5条に規定する交付決定通知前に事業の取下げをしようとするときは、すみやかに千葉市木造住宅耐震改修費補助事業取下げ届出書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第6条第2号に規定する事業の中止に係る承認を受けようとするときは、千葉市木造住宅耐震改修費補助事業中止承認申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があった場合、当該申請の内容を審査し、

承認することが適当と認めるときは、千葉市木造住宅耐震改修費補助事業中止承認書（様式第8号）により通知するものとする。

（設計の遅延等）

第9条 補助事業者は、第6条第3号に規定する遅延等について報告するときには、千葉市木造住宅耐震改修費補助事業遅延等報告書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告書が提出された場合、当該報告の内容を確認し、千葉市木造住宅耐震改修費補助事業遅延等に係る指示書（様式第10号）により指示するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、設計の完了を報告するときには、千葉市木造住宅耐震改修費補助事業実績報告書〔設計〕（様式第11号）に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、改修前の耐震診断を精密診断法により行い、当該診断費用を補助対象経費としない場合、改修設計図等のうち改修前の精密診断報告書、精密診断に係る調査概要書及び精密診断に係る現地調査の写真は除く。

（1）改修設計図等

（2）設計の実施に係る契約書の写し

（3）設計に要した費用に係る領収書の写し

2 前項の規定による報告は、補助金の交付決定があった日から起算して45日以内かつ当該年度の3月15日までに行うものとする。

（額の確定通知）

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合、提出された書類を審査し、交付決定の内容に適合していると認めるときは、交付すべき補助額を確定し、千葉市木造住宅耐震改修費補助金額確定通知書〔設計費〕（様式第12号）により通知するものとする。

（交付の請求）

第12条 補助事業者は、前条の規定による通知を受け、補助金の交付を請求するときには、千葉市木造住宅耐震改修費補助金交付請求書（様式第13号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書を受理したときは、その内容を審査し、速やかに補助金を交付するものとする。

第2節 工事費・監理費

（交付の申請）

第13条 工事費及び監理費に係る補助金の交付を申請する者は、千葉市木造住宅耐震改修費補助金交付申請書〔工事費・監理費〕（様式第14号）に次の各号に掲げる書類を添付して、耐震改修の工事及び監理に係る契約を締結する前に、市長に申請しなければならない。ただし、監理費に係る補助金の交付を申請しないとき、第2号の書類は除く。

また、千葉市木造住宅耐震改修費補助金〔設計費〕の交付を受けていない場合には、第4条第1項第2号から第7号に掲げる必要書類及び第10条第1項第1号に掲げる改修設計図等を併せて添付するものとする。

- (1) 耐震改修に係る工事に要する費用の見積書又はその写し
- (2) 耐震改修に係る監理に要する費用の見積書又はその写し
- (3) 施工者に係る次のいずれかの書類
 - ア 事業要綱第2条第12号アに該当する場合は、建設業法による許可書
 - イ 事業要綱第2条第12号イに該当する場合は、当該規定の要件を満たすことを証する書類
 - ウ 事業要綱第2条第12号ウに該当する場合は、補助対象住宅の建設工事を請け負い、当該住宅を建設した者であることを証する書類

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、第11条に規定する設計費に係る補助額の確定通知後に行うものとする。

(規定の準用)

第14条 前条の申請があった場合、次に掲げる事項については、第5条から第9条、第11条及び第12条の規定を準用する。

- (1) 交付決定通知及び不交付決定通知
- (2) 交付決定に当たって条件を附すこと
- (3) 補助事業の内容変更に係る申請及び決定通知
- (4) 補助事業の取下げに係る届出及び補助事業の中止に係る承認申請及び承認通知
- (5) 遅延等の報告及び指示
- (6) 補助金の額の確定通知
- (7) 補助金の交付の請求

2 前項においては、次の表のア欄に掲げる規定の同表イ欄に掲げる字句は、同表ウ欄に掲げる字句に読み替えてこれらの規定を適用する。

ア	イ	ウ
第5条 第1項	千葉県木造住宅耐震改修費補助金交付決定通知書〔設計費〕 (様式第2号)	千葉県木造住宅耐震改修費補助金交付決定通知書〔工事費・監理費〕 (様式第15号)
第7条 第2項	千葉県木造住宅耐震改修費補助金変更交付決定通知書〔設計費〕 (様式第5号)	千葉県木造住宅耐震改修費補助金変更交付決定通知書〔工事費・監理費〕 (様式第16号)
第11条	千葉県木造住宅耐震改修費補助金額確定通知書〔設計費〕 (様式第12号)	千葉県木造住宅耐震改修費補助金額確定通知書〔工事費・監理費〕 (様式第18号)

(実績報告)

第15条 補助事業者は、工事及び監理の完了を報告するときは、千葉県木造住宅耐震改修費補助事業実績報告書〔工事・監理〕(様式第17号)に次の各号に掲げる書類(以下「竣工書類」という。)を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、監理費に係る補助金の交付を申請しなかったとき、第3号及び第4号の書類は除く。

- (1) 事業要綱第10条第2項で定める状況写真及び材料写真
- (2) 工事に係る契約書の写し及び領収書の写し
- (3) 監理に係る契約書の写し及び領収書の写し
- (4) 耐震改修工事監理報告書の写し

2 前項の規定による報告は、補助金の交付決定があった日から起算して60日以内かつ当該年度の3月15日までにを行うものとする。

第4章 指導・検査

(指導及び助言)

第16条 市長は、補助事業者に対して、耐震性能の向上について、指導及び助言を行うことができるものとする。

(検査)

第17条 市長は、耐震改修に係る工事の内容を確認するため、当該工事の主たる工事を実施した後で仕上げ工事を行う前に、補助対象住宅に立ち入って検査を行うことができるものとする。

2 市長は、前項の検査を行う場合、その日時を補助事業者と調整した上で決定するものとする。

3 市長は、検査に、施工者、設計者及び監理者の立会いを求めることができる。

4 補助事業者、施工者、設計者及び監理者は、当該検査に協力しなければならない。

5 市長は、検査の結果、工事の内容が設計と異なると認めたとき、補助事業者及び施工者に、工事の改善を指示することができる。

6 市長は、前項による指示を行った場合、再度検査を行うものとする。

7 市長は、前項の検査の結果、工事が適切に行われていないと認めた場合、補助金の交付決定を取り消すことができる。

第5章 取消等

(決定の取消通知)

第18条 市長は、補助事業者が、前条第7項に該当すると認めた場合又は規則第17条第1項に該当する不正な行為を行ったと認めた場合、第5条第1項又は第14条の規定により準用する第5条第1項の交付決定を取り消し、千葉県木造住宅耐震改修費補助金交付決定取消通知書(様式第19号)により通知するものとする。

(返還命令)

第19条 市長は、補助事業者に対し、規則第18条第1項の規定による補助金の返還命令を行う場合、千葉県木造住宅耐震改修費補助金返還命令書(様式第20号)によるものとする。

(権利譲渡の禁止)

第20条 補助事業者は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(有効活用)

第21条 補助事業者は、補助事業により耐震改修した住宅を、有効に活用するよう努めなければならない。

第6章 補則

(補則)

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は都
市局長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成17年5月10日から施行する。

2 この要綱は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。